

市川市地域防災計画の見直しについて（概要）

1. 市川市地域防災計画について

市川市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画です。市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ確かな行動を示した応急対策計画」等を定めています。

2. 計画見直しの目的

東日本大震災や関東・東北豪雨等の大規模災害が各地で頻発しているように、近年、災害が発生する危険度が増加の傾向にあります。災害による被害を最小限に抑えるため、市、国や県等の防災関係機関、市民、事業者が持つ災害に対する対応能力を向上させることが喫緊の課題です。

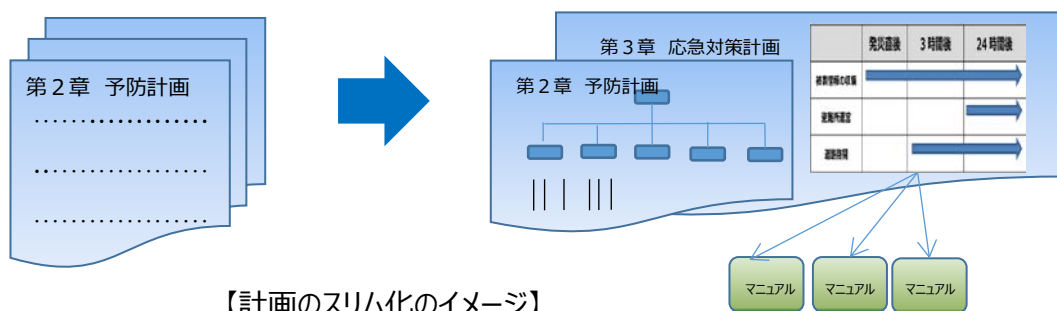
そこで、地域の防災力向上を目的として、計画を「理解しやすい計画」に見直すとともに、市川市における円滑な災害対応体制を再構築します。

3. 主な見直し内容

①長年の追記により肥大化した計画のスリム化（体系化・時系列化）

過去に発生した災害の課題や法令等の改正により、長年にわたって計画に追記を重ねてきたため、計画自体が肥大化し、市川市の職員にとってさえ、理解しにくい内容となっていました。

そこで、今回の計画の見直しでは、災害対応の理解向上に向けた工夫として、「災害対応の全体像」、「全体の中で自身の役割」を明らかにしました。具体的には、防災施策を「体系化」するとともに、災害発生後、時間の経過とともに変化する災害対応業務を「タイムフロー化」し、莫大な当該業務を簡潔に示しています。



【計画のスリム化のイメージ】

②地震と水害で異なる災害対応体制の一元化

市川市では、災害に備えて、「職員の配備」、「活動する場所や内容」等をあらかじめ決定しており、これを災害対応体制として計画に定めていますが、これまでは、「地震時」と「水害時」では災害対応体制が異なっていたことから、市職員にとっても分かりにくいものとなっていました。

そこで、今回の計画の見直しでは、現在の災害対応体制を「分かりやすい体制」、「地震と水害が複合して発生しても対応できる体制」にするため、異なる災害対応体制を一元化しました。

③女性の視点の反映

市川市では、平成 27 年度に女性職員から構成される「防災女性（BJ）プロジェクト」、平成 29 年度にこれを発展させた「BJ アドバンス」を立ち上げ、防災施策の検証を行ってきました。

女性の視点は、「家族」や「生活」との関りが強く、災害時に配慮が必要となる多様な方への対策につながっていることから、今回の計画の見直しでは、女性の視点を計画に反映させました。